

ドイツ司法調査旅行（91・9・18）

環 直 彌（昭16・文甲）

今年の六月下旬の一〇日足らずの期間、ドイツの司法状況を視察するために旅行をしました。

旅行の目的と日程 この前この会で一度お話ししましたように、わが国では、敗戦後、司法の民主化のための改革が行われましたけれども、それにもかかわらず、司法は、依然官僚的で、実質的にも、手続的にも国民に開かれたものとはなっておらず、民主的司法にはなくてはならない裁判官の市民的自由も保障されているとは言えないのが現状です。それで、どうすればこの状態を改善できるかについていろいろ議論がされています。私が所属する民主的法律家の団体で日本民主法律家協会というのがあり、この協会では、一年に一回司法制度研究集会というのを開催してこの問題を研究しています。ここ数年は、裁判官のあり方を中心に司法の改革について検討してきました。ところで、民主的司法制度として法的には日本より遅れているとも思われるドイツやフランスにおいて、ここ三〇～四〇年の間に国民に開かれた裁判所を目指す司法改革が行われて

いることが研究者などによつて紹介されてきましたので、右研究集会でもドイツやフランスの実情を研究しようということになりました。そこで、一昨年には、右の集会にフランスの現職の裁判所長を招き、フランスの司法の現状についての話を聞き、討論をしましたが、今年の秋には、ドイツの連邦憲法裁判所（BVG）の裁判官（ユルゲン・キューリング氏）をお招きして、ドイツの司法状況について研究しようということになりました。そして、キューリング氏との打ち合わせを兼ねてドイツの司法の実情を自分の目でしっかりと見てこようということで、協会所属の弁護士を主体とし私を団長とする一七人の調査団を組んで旅行をしたわけです。調査先は、あらかじめ準備したのですが、ミュンヘン（地方裁判所、区裁判所、行政裁判所、弁護士事務所等）、カールスルーエ（BVG、連邦通常裁判所（BGH））、ボン（社会民主党（SPD））、ベルリン（フンボルト大学、旧東ドイツ（DDR）弁護士事務所、ポツダムの裁判所）で、ミュンヘンでは、ミュンヘン行政裁判所所長他各裁判所の裁判官、弁護士、カールスルーエでは、BVGの長官、キューリング判事、事務局長、調査員、BGHの長官他判事、ボンでは、SPD司法政策担当者、ベルリンでは、元フンボルト大学法学部長（当時は現職の教授）、DDR弁護士ら（現職）、西独から派遣され、DDRのブランデンブルグ州の裁判官の再審査に当たる裁判官、西独から赴任した裁判官、DDRの裁判官（当時は現職）らにお会いして話を聞くことができました。短い期間でしたから、実情をかいま見たという程度でしたが、それでも考え方せられることがたくさん

もありました。今日は時間の制約もあり、感想の一部しかお話しできませんが、なるべく皆さん
の興味がありそうな点について述べたいと思います。

ドイツの裁判所の組織　ドイツの裁判所のことは、皆さん良くご存知でない方が多いと思いま
すので、今日の話を理解して頂くための前置きとして簡単に説明しておきます。最高裁判所を頂
点として簡易裁判所に至る単純な系列で全事件の裁判を担当する日本と違つて、ドイツでは、事
件によつて裁判所の系列が違つております。（BGH、連邦行政裁判所、連
邦財政裁判所、連邦労働裁判所、連邦社会裁判所）あります。そのほかに、各州に右各最高裁の
系列の上級、下級の裁判所があります。そして、BVGは、右の系列のほかにあつて、真に司法
権の頂点に立つ裁判所で、憲法争訟を専権的に取り扱うのです。連邦や州政府、連邦議会議員の
申し立てに基づく法律の抽象的違憲審査、連邦や州の各裁判所から回付される事案についての具
体的違憲審査、一般国民から提起される憲法訴願についての裁判をするわけです。BVGは、各
八人の裁判官から構成される二つの裁判所の総合体として、一方の裁判所の裁判長が長官、他の
裁判所の裁判長が副長官となつています。任期は一二年で、再任は禁じられています。選任の方
法は、有力政党の推薦を受け、連邦議会と連邦参議院で選出され（各単独に半数の選出権があり
ます。）、大統領によつて任命されます。一六人の裁判官の過半は政党員であり、現在の長官は
ドイツキリスト教民主同盟（CDU）の党員であり、キューリング判事はSPDの党員です。

ここですぐ気づくことは、裁判所の所在地が分散していることです。先に申し上げた六つの最高裁判所のうち、BVG、BGHはカールスルーエに、連邦社会、連邦労働の二裁判所はカッセルに、連邦行政裁判所はベルリンに、連邦財政裁判所（及び最高裁より格は下がるが連邦裁判所の特許裁判所）はミュンヘンにあります。カールスルーエやカッセルは、いずれも州都ではなく、カールスルーエは人口三〇万人にも満たない都市であり、カッセルはもつともっと小さい町です。日本とは大変な違いです。なぜ三権の一翼を担うBVGが首都から遠く離れた中都市にあるのかについて、BVGの長官は、裁判所は、行政府や立法府に近過ぎてはいけないと誇らしげに説明していました。大裁判所が東京など大都市に集中する日本とは大変な違いです。

以下に、形の上でも、実質的にも日本と違っていたり、学ぶべきものであったりする点について旅行の順序に従ってお話しします。

ミュンヘンで最初にミュンヘン地方裁判所の刑事部で控訴審の法廷を傍聴しました。建物の中、エレベーターホールの壁や廊下の壁にたくさんの絵がかけられており、開放的な雰囲気であり、法廷に入ると、日本のとは違って、全体的に明るく、裁判官席（法壇）も床からちょっと高いだけで、威圧的などころはまったくありませんでした。そして、ちょうどその時、先にギムナジウムの生徒十数人が法廷傍聴に来ていましたが、私たちが入ると、私たちに席を譲らせるために、裁判官は、その生徒たちを検察官、弁護人席の横の椅子に座らせました。日本ではとても考

えられない柔軟な姿勢です。三人の裁判官と二人の参審裁判官による審理でしたが、審理は裁判官の被告人に対する質問に終始して、弁護人の活動がほとんどないのが日本とは違うなと思いました。休憩時間になると、裁判官は、裁判官席から降りてきて、私たちや生徒たちの質問に気軽に応じてくれました。日本よりは国民に開かれた裁判所だなという印象を受けました。それからミニンヘン行政裁判所を訪ねましたが、所長が自ら所内を案内して説明をしてくれたうえ、実務についても詳細な説明をしてくれました。権威主義的なものを感じさせない人で、裁判官は市民のためにある、裁判官は市民と同じレベルにたって裁判すべきだと強調していました。ここでも一階玄関ロビーで絵画展覧会が常時開かれており、これも市民が気軽に裁判所に来ることができる雰囲気を作るための工夫であるということでした。その他のミニンヘンの裁判所も見ましたが、一階に商店が入っているような雑居ビルで裁判所があるとは思えないところにあるものがあつたりして驚かされました。法廷もまったく開けっ広げで、先の行政裁判所所長の言をうなづかせるものでした。

その夕刻、ビールのジョッキを傾けながら三人の地裁、行政裁判所、区裁の現職裁判官と交流しましたが、三裁判官とも裁判官団体に加入しており、裁判官の独立と市民的自由が主要な話題になりました。

ところで、日本では、法的には裁判官が組合のような利益団体を組織できないわけではないと

も考えられますが、現実には存在しておりません。むしろ、私が主催者の一人として開催していた裁判官懇話会という司法に関する問題を研究する自主的な研究集会さえも最高裁により目の敵にされ、そのためその世話人などが差別待遇を受けるといった実情です。しかし、ドイツでは、それが自由であり、ここ二〇一三〇年の間には多くの団体が組織されています。名前を挙げると、ドイツ裁判官連盟（行政裁判官を除く連邦全体の裁判官、検察官の約七〇パーセントが加入）、ドイツ行政裁判官連盟（全行政裁判官の約八〇パーセントが加入）、裁判官組合（連邦全体の裁判官・検察官の約五パーセントが加入）、新裁判官連盟（約三〇〇～四〇〇名加入か）、裁判官協議（約三〇〇名加入か）、国際裁判官連盟（ドイツ裁判官連盟が加入）、ヨーロッパ裁判官組合協会といったものです。詳細は述べませんが、これらの団体は、司法の民主化のために立法活動を含め広範な活動をしています。

右の三人の裁判官は、私たちの質問に答えて、日々に、ドイツでは、裁判官の団体加入に否定的な評価はまったくなく、裁判官も、市民の一人であるから、政治的意見を持つのは当然であり、それが市民にとって好ましいと述べていました。現に組合の幹部であるキューリング判事も、最高の裁判所の判事に任命されているのであり、このような例は一、二にとどまりません。また、組合の活動の一例として、かつて、西ドイツにおける中距離ミサイルの配備問題で基地をデモ隊がブロックアウトした時、二〇人程の裁判官がデモに参加して座り込みをしたことがあり、ドイ

ツの週刊誌「ツアイト」に五四人の裁判官、検察官がこれを支持する意見広告を出しました。

そして、一部の署名者が処分を受けたので、裁判で争い、勝訴しましたが、この過程で組合が積極的に支援したこと述べられたのが、大変印象的でした。

また、三裁判官は、裁判の独立の必要性、裁判が国民のため、国民個人の人権の擁護のためあるべきだと強調していましたし、裁判官が、地域社会における市民活動をしていること、政党所属は自由で、そのため裁判に影響することはないことを述べていました。

なお、ミュンヘンでの弁護士事務所の訪問には私は参加しなかつたので、省略します。

カールスルーエで、ここでは、まず、BGHをBVGのキューリング判事の案内で訪問しました。庁舎内で、一九七〇年代にテロにより二人の検察官が死亡した事件があつたせいで、裁判所に入る時には厳重なチェックを受けましたが、中に入ると開かれた裁判所であると感じられました。長官がじきじき出迎えてくれ、民事の法廷を見学しましたが、質素ではあるが、明るく開放的で、法壇はここでも低いものでした。我々が入った九時二〇分にはすでに弁論が一件終わつたというので驚きました。構成は、民事一二部、刑事五部からなり、裁判官は約一二〇人であります。法廷見学後、長官を初め裁判長クラス数名から裁判の実情について説明がありましたが、最高裁で認容される率が日本よりはるかに多いことが印象的でありました。次に、キューリング判事の案内でBVGを訪問しました。BVGの建物はガラスばかりで、正面入口には所在なげに自動

小銃を持つ警備兵が立っていたことを除けば、現代的な図書館か絵画館というたたずまいでした。長官は、裁判所は透明でなければならないと説明してくれました。また、他の裁判所と同様、法廷も質素で、法壇も低く、法廷というよりシンポジウムの会場といったものでした。日本の石の砦のような最高裁とは比較すべくもないものでした。

府舎見学の後、会議室で、キューリング判事、長官（予定していなかつたが、進んで出てこられました。）、事務局長、調査員から話を聞きました、キューリング判事は、「市民のために憲法を現実化するのが使命だ」と述べました。

先に述べた裁判官の選出方法との関連で、我々の質問は、裁判官の判断が政党の意見に左右されるのではないか、裁判の公正さに疑問が提起されることはないかという点に集中されました。

これに対し、キューリング判事は、我々がこのような疑問を持つことが理解できないといった様子で、「裁判官の判断は、政党によつて拘束されない。政党側も自分の政党の支持者を裁判所に送り込むではなく、多様な意見を裁判所の中に作り出すという考え方でやっている。裁判官の合議はすべて法律的観点から行つてるので、政治的意見の対立がそのまま持ち込まれることはなく、合意形成は困難ではなく、判決も全員一致がほとんどである。BVGに対する市民の信頼度は高い。」旨答えました。

裁判官の政治的活動については、キューリング判事も、長官も、「禁止されてはいないが、忙

しいため現在はやつてない」とい、長官は、「裁判官は、政治的な問題を扱わなければならぬので、政治について知らなければならない。自らが政治とのかかわりを持つていなければ、そのような問題について正しい判断を下すことはできないと思う。」旨述べて、日本において裁判官が政治的活動を禁止されていることについて批判していました。

事務局長は、裁判官の勤務評定について、BVG以外の裁判所にはあるが（ただ、その内容を自ら見ることができる。）、裁判の処理件数をチェックすることは裁判官独立を害する旨明確に述べて、日本との差を痛感させられました。

調査員は、日本の調査官が裁判所に置かれるのと違つて、各裁判官について（一裁判官に三人、ただし、長官と副長官に二人）その職務を助ける職務を持つもので、裁判官の指示に拘束されるが、憲法訴願の処理については大きな役割を担っています。

ボンで 私は、SPDには訪問しなかつたので、省略します。

ベルリンで 我々の旅行の主目的は、西独における司法状況の調査でありましたが、旅行時が一九九〇年一〇月の東西両ドイツ統一のわずか後ということであり、統一後のDDRの司法がどうなるのかについて強い関心があつたので、ベルリンのDDRを訪ねました。

まず、フンボルト大学の教授で元法学部長から、同大学の役割、DDRの法曹養成制度、司法権の独立、司法官と政党との関係について説明を聞いた後、統一についての意見を求めたところ、

国家統一条約がDDRを不法国家と規定したのは誤りであり、東の裁判官が使い物にならないというものも根拠がないと主張し、また、一九八九年から知識人は新たなよりよい社会主義の変革を目指して立ち上がったのに、西独が東独をのみ込んだ形の統一に至つたもので、必ずしも統一が正しかつたとは言えない。このようなプロセスを抑えることができなかつた点で知識人に責任がある旨述べていました。

二人の弁護士との対談には私は参加しなかつたので、省略します。

ついで、ポツダムの州議会会議室で、西独から出向してブランデンブルグ州司法省の調査員として同州の東独の裁判官の調査を担当する女性裁判官から話を聞きました。

ところで、統一後の東独の裁判官の選任については、一九九〇年二月に成立した裁判官法に基づく裁判官選出委員会により一九九一年四月一五日までに選出すること、それまでは経過的措置として旧裁判官の職務続行を認めることとなつたが、右の委員会自体がその任に当たるのが適當であるかどうかの判断に時日を要したため、委員会が本来の作業に着手したのは、終了すべき日とされたその時からでした。

右女性裁判官によると、裁判官選出の手続きは、右の女性裁判官及び委員会の慎重な審査を経て、不法な判決をしたとか、旧社会主義統一党（SED）に近かつたとか、重要な職についていたとか、ポン基本法に対する忠誠を疑わせる事情が認められず、委員会が右の忠誠を認められる

と確信するに至った時、初めてその裁判官を受け入れることが原則となるということであり、審査基準の基盤にある考え方は、これは、東独の人達が自ら作った基準であり、いわば革命が起きたわけだから、革命で排除しようとした旧勢力の考え方を排除しようという考え方であるというのです。しかし、右のような選任基準を作ること自体、ボン基本法の保障する思想、信条の自由に対する侵害にならないか、疑問が残るばかりでなく、恣意的な判断を生む恐れがあるよう思われます。

最後に、西独から東独のポツダム地区裁判所に派遣されてきている女性裁判官と旧東独の女性裁判官との同時会談が行われました。旧東独の裁判官は、もちろん再審査が未了で、今後身分が維持できるかどうかはわからない状態でした。「再審査に不安はないか。」との質問に対し、「精神の緊張状態はそう長続きしません。今はもうどうでもいいやという気持ちです。」と話しながら、一方で、東独の法や裁判をすべて誤りということは正しくない、旧東独にも国民に開かれた部分もあつた、再審査を公平に行うのは困難だと控えめながらも不満を述べていました。そして、西独から来た裁判官も、再審査の公平性に疑問を述べるなど、裁判官としての見識を示していたように感じました。また、統一後の訴訟事件について、特に土地の問題で新しい紛争が多く起き、法律の仕組みの変更もからんで、その処理は多難を極めているようです。

以上から、司法問題に限つても、統一後のドイツには計り知れない困難が存在することを痛切

に感じました。

若干の感想 以上かけ足で調査の経過をお話してきましたが、各所で、ドイツの裁判所や裁判官が、国民に開かれた親しみやすいもので、日本の裁判所では見られないものであることを指摘してきました。ドイツでは、戦後数度にわたって司法改革が行われてきたのですが、その中心は、国民に開かれた、国民の人権の尊厳を守る裁判所にしよう、そして、そのためには裁判官の市民的自由を守ろうということであつたということが実感され、旅行中ずっと日本でもこうありたいものだと感じ続けてきました。

しかし、ドイツの司法が本当に民主的なかについて、若干の疑問があることもつけ加えておかなければならぬのです。第一に、どうも上からの民主化ではないかということです。法廷で、裁判官は真剣に被告人に質問し、論争をしているかのようにさえ見えました。これは、一面では、俺が市民の立場にたつて真摯に考えているのだという表現かもしれません。しかし、この審理方法は、明らかに我々の批判する職権主義であり、糾問主義なのです。また、弁護士は、法廷においては余り活躍せず、軽視されているよう見えました。そして、どの裁判官も同じように、弁護士の有用性については語らず、司法の民主化のためにいわゆる法曹一元が必要ではないかとう我々の質問に対して、裁判官さえ市民のためにと考えていれば、それで十分民主的な司法ができるというのです。しかし、それではたして民主的司法が成り立つのでしょうか、疑問があります

す。また、旧東独における裁判官の再審査の方法などを見ても、ドイツの司法の民主化の限界を感じました。しかし、いずれにしても、この旅行は、日本の司法の民主化を考える上で大きな示唆を与えてくれるものでした。秋の司法制度研究集会では、またキュークリンク判事との討論などを通じて思いを深めて行きたいと思っています。

ご清聴ありがとうございました。

（弁護士・元判事）